

令和 6 年 4 月 10 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01283

研究課題名(和文) 著作権契約法の最適モデル構築に向けた総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive research towards the optimal model construction of copyright contract law

研究代表者

安藤 和宏 (ANDO, KAZUHIRO)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：00548159

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、著作権契約法の導入に関する正当化根拠論を対象とした理論的考察を行い、外国の法制度とその運用状況を調査・分析した上で、学会発表や論文、書籍を通じて、具体的な法制度の提言を行った。著作権法学会における「著作権法における契約法」をテーマにしたシンポジウムや令和3年11月27日(土)と12月4日(土)に東洋大学で行われた公開講座では、終了権制度や残留報酬請求権の導入の必要性とその具体的な法制度の提言を行った。また、「ストリーム配信におけるValue Gap問題に関する一考察」を始めとして論文7本、『エンターテインメント・ビジネス～産業構造と契約実務～』を始めとして書籍6冊を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の著作権法には契約を規制する規定がほとんど設けられていない。一方、2019年に発効したEU指令である「デジタル単一市場における著作権および関連権に関する指令」には著作権契約法が導入されており、アメリカやカナダ、インドネシアでは終了権制度が採用されている。本研究では、著作権契約法の導入に関する正当化根拠論を対象とした理論的考察を行うとともに、日欧米における著作権契約法に関する法制度を比較分析し、著作権法の目的である文化の発展に寄与するための最適な法制度を提言した。特に終了権制度と残留報酬請求権に着目し、この法制度の制定背景や実施状況等を分析・考察し、日本法への導入を提言した。

研究成果の概要(英文)：This research conducted theoretical considerations focusing on the justification of introducing copyright contract law. After investigating and analyzing foreign legal systems and their operational status, concrete legislative proposals were made through academic presentations, papers, and books. Specifically, symposiums on "Contract Law in Copyright Law" held by the Copyright Law Association and public lectures at Toyo University on November 27th and December 4th in Reiwa 3 (2021) addressed the necessity of introducing termination rights and residual remuneration right, proposing specific legislative measures. Additionally, seven papers, including "A Study on the Value Gap Issue in Stream Distribution," and six books, including "Entertainment Business: Industrial Structure and Contract Practices," were published.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権契約法 終了権制度 残留報酬請求権

## 1. 研究開始当初の背景

日本の著作権法には、契約を規制する規定がほとんど設けられていない。例外的に存在する契約法的規定は、その多くが出版権に関するものであり、包括的に適用される契約法は、著作権譲渡に関する61条2項くらいである。日本の著作権法は職務著作制度を採用しており、法人も著作者になることができるため、「著作者 = 社会的・経済的弱者」という一般式が成立しない。そのため、日本の著作権法には著作者保護のための契約法的規定は不要であるという意見が根強い。一方で、自然人の著作者や実演家については、「著作者・実演家 = 社会的・経済的弱者」という一般式が成立するため、契約法によって保護する必要性があるという反対論も展開されている。

著作権契約法に関する総合的な先行研究としては、著作権情報センター附属著作権研究所が設置した著作権契約法委員会が2010年3月に発表した『著作権契約法現行コード』がある。この報告書には、著作権契約法現行コードとして全79条の条文とその解説が掲載されており、貴重な先行研究としての役割を果たしている。ここでは一般的な著作権契約法が必要であることが報告書の冒頭に指摘されており、比較法的研究対象として、アメリカ、ドイツ、フランスの法制度が紹介されている。

諸外国では、社会的・経済的弱者である著作者や実演家を救済すべく、さまざまな法制度が導入されている。アメリカは、著作者が著作権の譲渡またはライセンスの付与後35年を経過すれば、著作権を取り戻すことができる終了権制度を採用している。ドイツは、使用権の許与および著作物の使用許諾について、合意された報酬が相当でない場合、著作者は相手方に対して、報酬が相当になるように契約の変更を求めることができる相当報酬請求権制度を導入している。フランスは、著作権移転の対価はロイヤリティーによる報酬を原則とする強制ロイヤリティー制度によって著作者の救済を図っている。さらに、EUはデジタル単一市場における著作権指令(DSM著作権指令)において、著作者・実演家への報酬が著しく不均衡となった場合、著作者・実演家は追加的に相当な利益配分を求めることができるという制度を導入した。この結果、EU加盟国は2年以内にこの制度の立法化を図ることになった。

このような状況において、本研究では、海外の法制度の調査・分析を通じて、なぜ諸外国では著作者・実演家を保護するために著作権契約法を積極的に導入しているのか、その正当化根拠論を考察し、果たしてそのような著作権契約法を日本法に導入する必要性があるのか、あるとすれば、著作権法の目的である文化の発展の寄与という観点から見て、どのような法制度のアプローチが最も適切なのかを検討する。

## 2. 研究の目的

本研究は、著作者・実演家保護のための著作権契約法に関する正当化根拠論の理論的考察を行い、著作権契約法に関する外国の法制度と運用状況を調査・分析した上で、現行制度の改善や新たな提案を行うための総合的研究を行うことを目的とする。本研究の学術的独自性は、著作者保護の契約法的規定がほとんどない日本の法制度は、先進国においては、例外的であることを明らかにするとともに、著作権契約法の制度設計を比較法的観点から考察することによって、文化の発展のための創作サイクルの適正化という重要な政策課題に対する立法的提言を行うことにある。

著作権契約法の研究項目は多岐にわたるが、著作権契約の解釈の原則および報酬の不均衡の是正は、最も重要な検討課題である。特に前者については、テクノロジーの急速な発展に伴い、未知の利用方法にかかる権利の帰属の問題が喫緊の課題となっている。本研究では、各重要論点毎に各国の法制度を比較検討し、あるべき法制度を探求することによって、この分野における学術的発展に貢献することを目指す。

## 3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、本研究では、(1)著作者・実演家の保護のための著作権契約法に関する正当化根拠論の考察および著作権契約法の基礎理論の構築、(2)日本・アメリカ・欧州(欧州指令を含む)における法制度の分析と各国の制度比較、(3)著作権契約法としての最適モデルの提言および課題解決に向けた立法論・解釈論の展開を行った。

まず、(1)著作者・実演家の保護のための著作権契約法に関する正当化根拠論の考察および著作権契約法の基礎理論の構築においては、各国の議論状況を把握するために、我が国および諸外国の研究論文や資料を収集・分析した。そして、これらの分析を基礎として、著作権契約法の基礎理論を構築し、日本法への示唆を獲得した。

次に、(2)日本・アメリカ・欧州(欧州指令を含む)における法制度の分析と各国の制

度比較においては、文献調査に加えて、フランスとイギリス、台湾での現地調査を実施し、法制度の内容と運用状況を調査した。これまで、これらの国々における著作権契約法に関する実態調査は行われていないため、貴重な示唆が得られた。とりわけ、現地の有識者やクリエイターのインタビューを通じて、現行法制度の評価や改善点を聴取したことはとても有益であった。

最後に、(3) 著作権契約法としての最適モデルの提案および課題解決に向けた立法論・解釈論の展開においては、上記の調査・分析に基づき、著作権法の目的である文化の発展に寄与するために最適な著作権契約法の制度設計を提言した。

#### 4. 研究成果

##### (1) 終了権制度

研究代表者は、2008年に「アメリカ著作権法における終了権制度の一考察」という論文で、アメリカ著作権に導入されている終了権制度を日本で初めて詳細に紹介した。当時は、日本には著作者保護のための著作権契約法は必要ないという意見が支配的であり、この問題に対する学者の関心は非常に低かった。しかし、早稲田大学の上野達弘教授の講演録「国際社会における日本の著作権法」コピー613号(2012年)2-35頁が発表されてから、潮目が変わった。この講演録は、日本の著作権法における著作権契約法の欠如により生じる問題点を明確に指摘し、具体的な問題解決のアプローチを示すことによって、議論の発展に大きく貢献した。

本研究における一つの大きな研究テーマは、日本に終了権制度を導入すべきかという問題である。研究代表者は2022年5月21日に開催された著作権法学会のシンポジウム「著作権法における契約法」(司会は上野達弘教授)において、「米国における終了権制度」というテーマで報告するとともに、パネリストとしても著作権契約法に関する討論を行った。この中で、アメリカのPaul Heald教授の実証研究を元に、終了権制度には著作者やその遺族に著作権を復帰させることによって、レコード会社や出版社等による作品の死蔵(廃盤・絶版)を防止するという効果があることを指摘した。さらに終了権制度はカナダとインドネシアで導入されており、近々、南アフリカでも導入される予定であることを紹介した。

終了権制度は、著作者が正当な報酬を得るために2回目のチャンスを与えるという目的で制定されたため、これまで著作者保護の観点から議論されることが多かった。しかしながら、Heald教授の功績により、新たに公衆が多く死蔵作品(または死蔵しかけた作品)に再びアクセスできるようになるという社会全体の利益に資することが判明したため、終了権制度に着目が集まっている。なお、著作権法学会の報告を論文にまとめ、「米国における終了権制度」著作権研究48号(2023年)として発表した。

##### (2) 残留報酬請求権

本研究におけるもう一つの大きな研究テーマは、残留報酬請求権制度を導入すべきかという問題である。著作者や実演家に著作権や著作隣接権を付与しても、わずかな報酬と引き換えに、映画製作者やレコード会社に権利を譲ってしまうケースが非常に多い。そのため、コンテンツの価値に見合わない取引が横行し、強者である映画製作者やレコード会社だけが得をするという事態が世界中で生じている(いわゆるバリューギャップ問題)。音楽のサブスクリプション・サービスも例に漏れず、レコード会社とアーティスト間で公平な分配がなされていないため、世界各国で深刻な問題となっている。日本ではレコード会社とアーティスト間の分配率は99:1または99:2であり、日本のアーティストは世界の中でも、最も苦境に立たされている。

2019年4月15日に採択されたDSM著作権指令には、著作者および実演家が公正な報酬を確保するための制度として、適正かつ比例的な報酬の原則(第18条)、透明性義務(第19条)、契約調整手続(第20条)、取消権(第22条)が規定されているが、中でも適正かつ比例的な報酬の原則は、弱者である著作者や実演家を不利な契約条件から救済するための規定であり、注目に値する。EU指令は加盟国内で適切な法令が採択されることに関し、加盟国に一定の裁量を与えているため、具体的な法律内容については、個々の加盟国に委ねられている。

そこで脚光を浴びているのが残留報酬請求権制度である。この制度はEUの貸与権指令で導入されたが、著作者や実演家が映画またはレコードに係る貸与権を映画製作者やレコード会社に譲渡しても、衡平な報酬を得る権利は留保されるというものである。さらにEU指令により、この権利は著作者や実演家のための集中管理団体が管理することができる。つまり、EU加盟国は、複雑かつ煩雑な作業である報酬の徴収・分配業務を権利者の委任を受けた集中管理団体が行うとする法律を制定することができる。

本研究では、EUで採用されている残留報酬請求権制度について詳しく紹介し、日本法への導入の可能性について検討した。特に、交渉力の格差と情報の非対称性のために、理不尽

な契約条件を甘受せざるを得ない実演家の窮状を救済するために、この制度の日本法への導入を提言した。

### (3) 今後の展望

本研究では今後の課題として、エンターテインメント・ビジネスにおける契約実務を詳細に分析することによって、各ビジネス分野における問題の所在を明らかにした。具体的には、2024年3月に『エンターテインメント・ビジネス～産業構造と契約実務～』という書籍を発行し、レコード・ビジネス、マネージメント・ビジネス、音楽出版ビジネス、コンサート・ビジネス、マネージメント・ビジネス、音楽出版ビジネス、コンサート・ビジネス、出版ビジネス、放送ビジネス、広告ビジネス、映画ビジネス、アニメ・ビジネス、ゲーム・ビジネス、演劇ビジネスについて、クリエイターやアーティストがどのような契約上の立場に立たされているかを明らかにし、解決すべきアプローチを示唆した。今後、さらにビジネスの実態を解明するとともに、あるべき著作権契約法の姿を探求していきたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 52巻3号
2. 論文標題 Current Situation and Issues of the Anime Business in Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Patents & Licensing	6. 最初と最後の頁 7～20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 52巻4号
2. 論文標題 Current Situation and Issues of the Concert Business in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Patents & Licensing	6. 最初と最後の頁 30～39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 53巻1号
2. 論文標題 Analysis on Indirect Copyright Infringement - Music School Case -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Patents & Licensing	6. 最初と最後の頁 7～14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 14
2. 論文標題 音楽串流産業中唱片公司興藝人因価値差引発的法律争議	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 月旦律評	6. 最初と最後の頁 8～16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 16
2. 論文標題 著作権間接侵權責任之分析 以音樂學校案件為例	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 月旦律評	6. 最初と最後の頁 76～82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 48
2. 論文標題 米国における終了権制度	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 著作権研究	6. 最初と最後の頁 73～101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤和宏	4. 巻 52
2. 論文標題 ストリーム配信におけるValue Gap問題に関する一考察	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 1～22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 安藤和宏
2. 発表標題 米国における終了権制度
3. 学会等名 著作権法学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 高林龍先生古稀記念論文集編集委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 496
3. 書名 知的財産法学の新たな地平	

1. 著者名 安藤和宏	4. 発行年 2021年
2. 出版社 リットーミュージック	5. 総ページ数 436
3. 書名 よくわかる音楽著作権ビジネス 基礎編 6th Edition	

1. 著者名 安藤和宏	4. 発行年 2021年
2. 出版社 リットーミュージック	5. 総ページ数 498
3. 書名 よくわかる音楽著作権ビジネス 実践編 6th Edition	

1. 著者名 安藤和宏	4. 発行年 2023年
2. 出版社 元照出版	5. 総ページ数 352
3. 書名 日本娯楽産業興法律 - 兼論台湾娯楽法 -	

1. 著者名 吉田 広志 (編集), 村井 麻衣子 (編集), Branislav Hazucha (編集), 山根 崇邦 (編集)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 642
3. 書名 知的財産法政策学の旅	

1. 著者名 安藤和宏	4. 発行年 2024年
2. 出版社 リットーミュージック	5. 総ページ数 368
3. 書名 エンターテイメント・ビジネス～産業構造と契約実務～	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------